

## 〈 報告資料 〉

### 社会福祉法人 こもはら福祉会 次世代育成支援行動計画

法人職員が、仕事と子育てや生活との調和を図りながら働きやすい職場環境を整えて、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようになることを目標に、次のとおり行動計画を策定します。

#### 【計画期間】

平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

#### 【内 容】

**目標1：年次有給休暇取得日数を一人当たり7日以上とする。**

- 対策
1. 年次有給休暇の取得実態を把握し、取得しにくい要因を分析して取組への検討
  2. 計画的取得方法の具体化や年度途中の取得状況とりまとめ等により、取得し易い職場環境を整備して取組を推進

**目標2：子ども行事参加休暇制度を導入する。**

- 対策
1. 子育て支援の一環としての、子どもの通園、通学先の行事参加のための休暇制度の導入検討
  2. 子どもの生活に関わる時間を創出する工夫として、保育所、幼稚園、小・中学校の子どもを持つ全職員を対象に1年に1日（4時間×2回）の保護者参観等への参加のための休暇制度を導入

**目標3：リフレッシュ休暇としての有給休暇の取得を促進する。**

- 対策
1. ワークライフバランスの観点から、リフレッシュ休暇の扱いについて検討
  2. 2日間連続した休日を挟んで、その前日と翌日に休みを取得することで4日間連続した有給休暇を1年に1回は取得するよう周知、啓発

**目標4：子どもの出生時に父親が取得できる特別休暇制度を導入する。**

- 対策
1. 子育て支援の観点から、配偶者出産時の入院付き添い等の休暇導入について検討
  2. 制度の導入についての周知及び取得の啓発

**目標5：育児休業取得を希望する女性職員の取得率100%を継続する。**

- 対策
1. 男性職員も含めて育児休業を取得できることを全職員に周知
  2. 取得希望者の個別相談に対応

**目標6：法人独自の子ども手当制度を継続し周知する。**

- 対策
1. 子育て支援策の一環として、法人運営保育園に子どもを通園させる職員に手当を支給している制度について継続、周知